

# 会津美里町 DX 推進支援業務公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

近年、人口減少や少子高齢化により労働人口が減少し、住民・社会的ニーズは多様化する中、環境の変化に対応しつつ満足度の高いサービスを提供していかなければならない。これは本町においても同様であり、将来にわたり限りあるマンパワーの中で、町民が生き生きと暮らし、魅力的なまちづくりを行なっていく必要がある。

そのため、本町では DX（デジタル・トランスフォーメーション。以下、DX という。）を推進し、町民目線でより良い行政サービスを提供するため、業務の効率化によって生まれる人的資源を更なるサービス向上に繋げていく。

そのスタートとして、まずは職員 1 人ひとりが DX の必要性を認識し、日ごろから自分の業務、組織や慣習的ルール改善の必要性を考えられる意識醸成と行動変容が重要であることから、DX に精通する事業者の支援のもと、人材育成の観点で DX を推進するものである。

## 2 業務概要

- (1) 業務名 会津美里町 DX 推進支援業務
- (2) 業務内容 別紙『会津美里町 DX 推進支援業務仕様書』（以下、「仕様書」という。）のとおりに
- (3) 業務場所 会津美里町内
- (4) 業務期間 契約締結日から令和 6 年 3 月 31 日まで
- (5) 提案上限額 5,500,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）  
※ただし、この金額は提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではないことに留意すること。

## 3 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 5 年 6 月 30 日時点で、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 号の規定に基づく清算の開始、破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項若しくは第 19 条第 1 項の規定に基づく破産手続きの申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154

号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続きの申立てがなされた者でないこと。

(3) 令和5年6月30日時点で、国、県及び地方公共団体に対する債務の滞納がないこと。

(4) 参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を会津美里町から受けていない者又は受けることが明らかである者でないこと。

(5) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条及び会津美里町暴力団等排除条例(平成24年会津美里町条例第11号)第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者に該当する者ではないこと。

(6) その他

- ・経営内容等から業務の履行に支障がなく、業務を遂行するにふさわしい知識、経験及び技術を備えており、かつ、業務の遂行に必要な実施体制や人員体制を有していること。

## 4 プロポーザル参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領及び仕様書並びに会津美里町財務規則等を理解した上で、次のとおり提出すること。

(1) 提出書類

提出書類	提出部数
参加表明書(様式第1号)	1部
法人登記簿(登記全部事項証明書)※	1部
納税証明書(直近のもの)※	1部
誓約書(様式第2号)	1部

※ 参加表明書の提出時点において、会津美里町令和5・6年度工事等請負有資格業者名簿(一般委託)に登録されている者である場合は、提出不要です。

(2) 提出方法

持参又は郵送(書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。)

(3) 提出場所

〒969-6292 福島県大沼郡会津美里町字新布才地1番地  
会津美里町役場 総務課 防災情報係宛

(4) 提出期限

令和5年7月14日(金)必着

※ 持参による場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する祝日(以下「休日」という。)を除く8時30分から17時00分までとする。

※ 郵便による場合は、郵便事故等により上記提出書類が提出場所に到着しなかったことに対して、異議申し立てはできない。

## 5 質問及び回答

本プロポーザルについて質問がある場合は、次のとおり質問票を提出すること。ただし、評価や審査に係る質問については受け付けない。

### (1) 提出書類

提出書類	提出部数
質問票(様式第3号)	1部

### (2) 提出方法

電子メールとする。 ※質問票送信後、必ず電話により受信確認を行うこと。

### (3) 提出先

アドレス：[somu@town.aizumisato.fukushima.jp](mailto:somu@town.aizumisato.fukushima.jp) 電話番号：0242-55-1119

### (4) 提出期限

令和5年7月7日(金)17時00分までとする。

※受信確認は休日を除く、8時30分から17時00分までとする。

### (5) 回答方法

質問に対する回答は、質問者名をふせて集約したものを令和5年7月12日(水)までに会津美里町ホームページに掲載する。

## 6 企画提案書等の提出

提出書類	提出部数
企画提案書表紙(様式第4号)	正本1部 副本7部 電子データ一式※3
会社概要(様式第5号)※1	
業務実績調書(様式第6号)	
業務実施体制(様式第7号)	
企画提案書(任意様式)	
見積書(任意様式)※2	正本1部

### (1) 提出書類

企画提案書等の作成及び提出は、次のとおりとすること。

※1 パンフレット等、会社の概要が分かるものを添付すれば省略可とする。

※2 業務期間における見積書を作成し、業務ごとの歩掛明細を記入又は別紙で添付することで費用内訳が分かるようにすること。

※3 電子データについては、ファイル形式は指定がある場合を除き「Adobe 社 PDF」とし、CD-Rに保存して提出すること。

### (2) 提出方法

持参又は郵送(書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。)

### (3) 提出場所

〒969-6292 福島県大沼郡会津美里町字新布才地1番地

(4) 提出期限

令和5年7月21日(金)必着

- ※ 持参による場合の受付時間は、休日を除く8時30分から17時00分までとする。
- ※ 郵便による場合は、郵便事故等により上記提出書類が提出先に到着しなかったことに対して、異議申し立てはできない。
- ※ 参加表明書を提出しても、提出期限までに企画提案書等の提出がない場合は、参加を辞退したものとみなす。

## 7 企画提案書作成方法

(1) 全般

企画提案書は、6(1)の通りの順番に並べ、インデックスラベルを付し、簡易製本(原則、A4サイズ、縦、左綴じ)すること。使用する言語は日本語、単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるもので、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

また、使用する様式については、別に定めがある場合を除き、規定の様式を使用すること。様式は1ページとしているが、1ページに収まらなくとも差し支えないものとする。

(2) 会社概要(様式第5号)

提案者の概要を記載すること。

なお、パンフレット等、会社の概要が分かるものを添付すれば省略可とする。

(3) 業務実績調書(様式第6号)

直近の業務実績について記載すること。

なお、業務実績調書は業務実績別に、5件を上限に作成すること。

(4) 業務実施体制(様式第7号)

本業務における実施体制を記載すること。

(5) 企画提案書

本業務に関する企画提案書を作成すること。

- ・用紙はA4版を原則とし、資料の都合上、部分的にA3版を使用する場合は、片袖折にして綴じこむこと。
- ・文字サイズは11ポイント以上とする。なお、図表中に使用する文字についてはこの限りではないが、見やすさ、分かり易さに心がけること。
- ・企画提案の記述に当たっては、企画提案者からの説明を受けなくても読んで理解できる内容とすること。
- ・企画提案に記載する内容は、本業務における実施義務事項とする。なお、実施義務としない事項を参考記載する場合には、参考である旨を明示し、用紙を分けるなど、実施義務事項と混同する可能性を排除すること。

(6) 見積書（任意様式）

- ・消費税及び地方消費税は含まないこと。
- ・会津美里町長宛てとすること。
- ・本業務に関する全ての費用を記載すること。
- ・業務ごとの歩掛明細を記入又は別紙で添付することで費用内訳が分かるようにすること。

## 8 審査方法等

提出された書類に基づき、第1次審査を行う。その後、別に定める選考委員会において、企画提案に関するプレゼンテーション・ヒアリングによる第2次審査を実施し、その結果、最も優れた企画提案を行った事業者を契約の受託候補者として決定し、契約へ向けた交渉を行う。

(1) 第1次審査(書類審査)

原則として、参加者が3者を超えた場合は、提出書類の内容で審査を行い、上位3者を選考する。参加者が3者以下の場合は、事務局にて提出書類の内容を確認した上で、第2次審査の対象とする。

また、参加者が1名であっても、事務局にて提出書類の内容を確認した上で、第2次審査の対象とする。

なお、第1次審査の結果通知は、令和5年7月26日(水)までに通知する。

(2) 第2次審査(プレゼンテーション・ヒアリング)

■実施日時

令和5年8月2日(水)予定

※時間及び会場の詳細については、別途応募者に通知する。

■実施時間

45分以内

※提案説明(プレゼンテーション含む。)30分以内、ヒアリング15分以内

■出席者数及び説明者

出席者は3名以内とし、説明者は本業務の主たる担当者とする。

■留意事項

- ・プレゼンテーションの順番は、参加受付の順とする。
- ・すでに提出された企画提案書等の差替えや追加は認めない。誤字脱字がある場合にはプレゼンテーション時に説明すること。
- ・プレゼンテーション時に使用する大画面ディスプレイ及びHDMI端子は、町が準備する。その他の機器(パソコン等)は、参加者が用意すること。
- ・プレゼンテーションの内容は録音する。

## 9 審査基準

### (1) 審査方法

提案内容のヒアリング審査において、審査項目ごとの評価・採点を行い、合計点数を踏まえ選考委員会において受託候補者を選定する。

なお、プロポーザル参加者が1名であっても、プレゼンテーションによる選考を実施する。その場合は、最低基準点数を超えた場合に受託候補者とする。

### (2) 審査項目・審査ポイント・配点

審査項目	審査ポイント	配点
業務内容の理解	業務の目的と内容の理解 本町 DX 推進の考え方の理解 本町の実情を的確に捉えた提案	15 点
業務遂行	町と事業者の役割分担 業務遂行のために必要な専門知識 専門用語や複雑な内容のわかりやすい説明 事業者の強み・特徴を活かした業務の期待 業務全般の独自性と創意工夫	30 点
人材育成	研修の内容と実施方法の工夫 職員の意識・行動変容への期待	15 点
ワーキンググループ	効果的かつ効率的な運営支援 職員負担軽減の工夫 適切な資料提供の期待	15 点
プレゼンテーション	業務への意欲と姿勢 質疑に対する応答 コミュニケーション力	15 点
見積額	提案価格に対する評価（最低価格を定めた事業者を満点とし、2位以下は、1位との価格差に応じて評価する。）	10 点
合 計		100 点

【最低基準点：100点×60%=60点】

- ・各審査者の評価点の合計点をもとに選考委員会において選考を行い、特に優れている1者を受託候補者として選定する。
- ・各審査者の評価点の合計点には最低基準点を設定しており、それ以上の点数を得た者がいなかった場合は、受託候補者の決定は行わない。
- ・受託候補者の選定結果は、本プロポーザルのプレゼンテーションを行った全参加者へメールにより通知する。また、会津美里町ホームページでも選定結果を公表するが、参加者の名称や評価点については、公にすることにより参加者の権利利益を害するおそれがあると判断する場合は、公表しないことができるものとする。なお、結果通知

の内容に対する異議申し立てには応じない。

## 10 プロポーザル実施スケジュール

本プロポーザルは、次のとおり実施する。

① 公募型プロポーザル実施公告	令和5年6月30日(金)
② 質問受付期間	令和5年6月30日(金)から 令和5年7月7日(金)まで
③ 質問に対する回答	令和5年7月12日(水)
④ 参加表明書の提出期限	令和5年7月14日(金)
⑤ 企画提案書の提出期限	令和5年7月21日(金)
⑥ 第1次審査結果連絡	令和5年7月26日(水)
⑦ 第2次審査	令和5年8月2日(水)予定
⑧ 第2次審査結果の通知	令和5年8月7日(月)予定

## 11 受託候補者決定後の契約

### (1) 企画提案内容の調整

受託候補者の企画提案書等の記載内容が、原則として契約締結時の業務内容となるが、本業務の目的達成のため、受託候補者との協議により内容を修正・変更する場合があります。

### (2) 契約の締結

受託候補者との協議が整い次第、会津美里町財務規則(平成17年会津美里町規則第43号)に基づいて契約を締結することとする。なお、受託候補者との契約締結ができないと判断した場合は、次点者と契約締結に向けた協議を行うこととする。

## 12 参加者の失格

参加者が以下のいずれかに該当する場合、その者の提出した書類を全て無効とし、提出者は失格とする。

- ・本実施要領等に定める提出方法、提出先、提出期限、留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ・本実施要領に定める参加資格要件を満たしていない、又は満たすことができなくなった場合
- ・提出書類の不備又は虚偽の記載等があった場合
- ・審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- ・プレゼンテーションにおいて、正当な理由なく欠席した場合
- ・その他、著しく信義に反する行為があった場合

## 13 その他の留意事項

- ・参加表明書及び企画提案書の提出者が1者の場合でも、本プロポーザルは成立する。ただし、審査の結果、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、受託候補者として選定しない。
- ・参加表明書を提出した者は、本プロポーザル関係書類に記載されている一切の内容に同意したものとみなす。
- ・参加者は本プロポーザルの実施後、内容の不明又は不知を理由として、異議を申し立てることはできない。
- ・企画提案書の作成及び提出、その他本プロポーザルに要する経費は、原則として参加者の負担とする。
- ・企画提案書は、提出者1者当たり1提案とし、複数の提案はできない。
- ・提出期限以降の企画提案書等の差替え及び再提出は認めない。
- ・提出された参加表明書、企画提案書等は返却しない。
- ・参加表明書又は企画提案書の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに書面(様式第8号)により、担当課へ届け出ること。
- ・提出された企画提案書等の内容について、本町より問い合わせ又は追加資料の提出を求めることがある。
- ・本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合には、会津美里町個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年会津美里町条例第4号)に基づき、提出書類を公開する場合がある。なお、この場合においては、情報公開請求内容について協議するものとする。

## 14 担当課(問い合わせ先)

会津美里町総務課防災情報係

所在地：〒969-6292 会津美里町字新布才地1番地

TEL/FAX：0242-55-1119/0242-54-7710

E-mail：somu@town.aizumisato.fukushima.jp